

福岡共同公文書館特定歴史公文書等の利用に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、福岡県と福岡県自治振興組合が共同で設置する福岡共同公文書館（福岡県立公文書館及び福岡県市町村公文書館の総称をいう。）において保存される特定歴史公文書及び行政資料（以下「特定歴史公文書等」という。）の適切な保存及び利用を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(閲覧室)

第2条 特定歴史公文書等を閲覧しようとする者（以下「利用者」という。）は、特定歴史公文書等の閲覧は、原則として閲覧室において行うものとする。

- 2 閲覧室の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、利用請求の受付及び複写等の申込みの受付は午後4時30分までとする。
- 3 利用者は、閲覧室に飲食物、動植物又は荷物（閲覧に必要な手回り品を除く。）を持ち込んで서는ならない。

(手荷物の預託等)

第3条 利用者は、ノート、鉛筆等、閲覧室に持ち込む必要がある手回り品以外の荷物については、利用者用ロッカーに預けるものとする。

- 2 利用者は、前項の規定にかかわらず、ロッカーに収容不能な手荷物を職員に預託することができる。

(特定歴史公文書等の受渡し等)

第4条 特定歴史公文書の受渡しは、受付において福岡共同公文書館の職員（以下「職員」という。）の確認を得て行うものとする。

- 2 閲覧室において利用者が同時に閲覧できる特定歴史公文書等の冊数は、30冊以内とする。

(特定歴史公文書等の利用)

第5条 利用者は、特定歴史公文書等を閲覧するときは、職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定歴史公文書等の抜取り、取替え、追補、訂正等をしてはならないこと。
- (2) 特定歴史公文書等を汚損又は破損することのないよう、丁寧に扱うこと。
- (3) 閲覧する特定歴史公文書等を、館外に持ち出してはならないこと。
- (4) 閲覧した特定歴史公文書等の内容を別の紙媒体等に筆記するときは、鉛筆又はシャープペンシルを用いて行うこと。

(持込カメラの使用)

第6条 利用者は、カメラ（カメラ機能付き携帯電話等携帯端末等を含む）を持ち込んで、特定歴史公文書等を撮影することができる。この場合、利用者は、職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影を希望する旨を職員に申し出ること。
- (2) フラッシュを使用しないこと。
- (3) カメラを特定歴史公文書等に直接密着させないこと。

(特定歴史公文書等の返却)

第7条 特定歴史公文書等の返却は、受付において職員の確認を得て行うものとする。

(職員の指示等)

第8条 利用者は、特定歴史公文書等の利用手続、施設、機器類の使用等に関し職員の指示に従うものとする。

附 則

この定めは、平成24年11月18日から施行する。